

子教第2126号
令和2年11月20日

各市町村教育委員会教育長 様

神奈川県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

市町村立小・中学校における新型コロナウイルス感染症への
対応等について（通知）

このことについて、11月20日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校における令和3年1月1日以降の教育活動について、本日、別添写しのとおり通知しましたので、参考のため送付します。

各市町村教育委員会及び学校では、今後も長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒等の安全、安心の確保と学びの保障を両立していくために、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図ることが必要です。

については、貴教育委員会におかれましては、それぞれの学校や地域の実情等に応じた取組が適切に実施されるよう、各学校への引き続きの御指導をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化していることから、県教育委員会及び県内市町村教育委員会の対応について、今後も随時、情報の集約及び提供を行います。

問合せ先
教育指導グループ 本間
小中学校生徒指導グループ 長田



高第 3306 号
令和 2 年 11 月 20 日

各 県 立 高 等 学 校 長 様
各 県 立 中 等 教 育 学 校 長 様

教 育 長

県立高等学校等の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について（通知）

このことについて、県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和 2 年 8 月 26 日付け教育長通知により、概ね年内は、登校については「時差通学」の時間帯を拡大して継続すること、授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施することとしたところです。

この度、11 月 20 日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について、次のとおり対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

【基本的な考え方】

○長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、生徒の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

【令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動について】

○登校について…引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続

- ・校長が地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね 8 時 30 分以降に授業開始時刻を設定する。
- ・この措置は、当面（概ね年度内）継続する。

○授業について…原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施

○教職員、生徒に罹患が判明した場合

- ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。
- ・学校において、集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し、対応について協議すること。

※なお、現在の授業開始時刻等を変更する場合は、高校教育課へ御連絡ください。

問合せ先
高校教育課
教育課程指導グループ 小野、横谷
電話 (045) 210-8260 (直通)



特第 1399 号
令和 2 年 11 月 20 日

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

県立特別支援学校の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について（通知）

このことについて、県立特別支援学校においては、令和 2 年 8 月 26 日付け教育長通知により、概ね年内は、「時差通学・短縮授業」を継続することとしたところです。

この度、11 月 20 日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について、次のとおり対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

〔基本的な考え方〕

長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

〔令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動について〕

- 1 当面（概ね年度内）は、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続する。
- 2 登校時刻については、これまでどおりの時差通学を継続する。ただし、校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 3 下校時刻については、校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後 2 時から午後 3 時 30 分の間で設定する。
- 4 教職員、児童・生徒等に罹患が判明した場合
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。
 - ・学校において集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し、対応について協議すること。

なお、学校の実情等により上記により難しい場合は、特別支援教育課長と協議・調整すること。

問合せ先

特別支援教育課

教育課程指導グループ 山田、荒井

電話 045 (210) 8276 (直通)